

## N スポーツコミッショナによるスポーツ団体会議要領（案）

### （総則）

第1条 本要領は、本コミッショナが開催するスポーツ団体会議の運営に関する事項を定める。

### （目的）

第2条 スポーツ団体会議は、地域スポーツ振興を実務的に推進し、各競技団体の課題やニーズを吸い上げ、事業計画への反映や評価を行うことを目的とする。

### （構成）

第3条 スポーツ団体会議は、団体会員（競技団体のみ）の事務局長等で構成し、各団体から1名程度参加する。

### （協議事項）

第4条 スポーツ団体会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 各競技団体のニーズと課題の把握、事業計画への反映に関すること。
- (2) 市民の健康促進、生涯スポーツ環境の整備、地域資源の活用に関すること。
- (3) 会員間の連携強化、補助金等の情報共有と活用に関すること。
- (4) 事業報告・計画・意見交換に関すること。

第4条の2 本会議での協議内容に基づき、必要に応じて以下の専門委員会へ派遣する。

- ①総務委員会 2名まで
- ②競技力向上委員会 2名まで
- ③健康づくり委員会 2名まで
- ④地域づくり委員会 2名まで

### （リーダー及び副リーダー）

第5条 会議にリーダーを置く。リーダーは構成員の互選により選出する。

- (1) リーダーは会議を円滑に進行し、参加者が意見を交わしやすい環境を整える。
- (2) リーダーに事故あるときは、副リーダーが職務を代理する。
- (3) 副リーダーは構成員の互選により2名まで選出することができる。

### （会議の開催）

第6条 スポーツ団体会議は年2回程度開催する。

### （要領の変更）

第7条 本要領は、本コミッショナ総務委員会の議決を経て変更できる。